

令和元年7月3日
次世代育成・青少年課

1. 審議会等への若年者委員の選任について

①「とくしま青少年プラン2017」 青少年の健全な育成に関する基本計画
青少年の政策・方針決定過程への参画の促進を基本施策とし推進
目標値：県審議会等に占める若年者（40歳未満）委員10%以上

②審議会等への若年者委員の選任促進要綱

- ・要綱第3条 審議会等における若年者委員の割合10%以上の維持を規定。
- ・要綱第6条 委員を選任する場合には、積極的に若年者委員の選任を図る
ただし、審議会の運営が困難になる等の事情があり、
かつ、県民環境部長の同意がある場合はこの限りでない。

2. 若年者（40歳未満）の選任状況について

若年者割合：10.4%（平成31年4月1日現在）

審議会等設置状況：161機関（審議会86，協議会75）
（知事部局、教育委員会など含む）

委員を選任する場合、事前に若年者委員の選任状況を当課において確認している。

3. 若手リーダーを育成する取組みについて

とくしま若者フューチャーセッション若手リーダー育成事業を実施

①ファシリテーターの養成講座

若者を対象に、ファシリテーター（イベントをスムーズに進行しながら、合意形成や相互理解に向けて深い議論がなされるよう調整する役割）や、ファシリテーション・グラフィック（発言を記録・イラスト化）の基礎的技術を体験することができる講座を開催する。

②フューチャーセッションの開催

「若者に身近な課題」をテーマに、「カフェ」などリラックスした場所で、立場の異なる多様な参加者と未来志向で対話し、課題解決のための新しい視点や手法を生み出す場（フューチャーセッション）を開催

参加者：高校生、専門学校生、大学生、社会人 106名（H31年度実績）